

ごみの持ち込みをされる皆様へ

瀬戸内市クリーンセンターかもめ

お 願 い

- ・ 平成29年2月1日より、料金支払の際に、運転免許証、健康保険証等で住所確認をさせていただいています。この手続きは、他市町村からのごみの持ち込みを防止して、ごみの適正処理と減量化を図るために行うものです。
- ・ 持ち込みができるのは、市内で発生したごみ（一般廃棄物）に限ります。
- ・ 一般廃棄物搬入申請書に記入をお願いします。
搬入時にごみを点検させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 持ち込んだごみは、ご自身（同伴者含む）で分別して指定場所に置いていただきます。
- ・ 産業廃棄物、家電リサイクル法の対象品目、危険物・有害物、処理困難物、法律等で回収方法が定められている物は、持ち込みできません。
- ・ ごみステーションに出すことができるごみは、所属する自治会のごみステーションに出すようご協力をお願いします。